

## **[事案 29-343] 損害賠償等請求**

・平成 30 年 12 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人が共通の知人に保険料等の個人情報を伝えたことに対する損害の賠償等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 5 月に契約した終身保険等の 3 件の契約について、契約を継続する意思がなかったため、保険料引去り口座に入金しなかった。しかしながら、募集人が、本契約の仲介者である共通の知人に保険料等の個人情報を伝えたため、知人が保険料を立て替えて支払い、契約が継続した。知人から、立て替えた保険料相当額等の支払いを求められているが、自分は契約継続の意思がないもので、知人からの請求相当額等を賠償するか、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が知人に本契約の保険料等を伝えたことは不適切であるが、そのことは当社が既払込保険料を返還する理由とはならない。
- (2) 知人が未納保険料を申立人に無断で支払っていたことは、申立人と知人の間で解決すべき問題である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、紛争発生時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人に賠償が必要な損害が発生したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が、申立人の同意を得ずに、知人に対して本契約の保険料等の内容を伝えたという点については争いがない。契約とは無関係の知人に契約の内容を伝えることは、不適切な行為であり、このことにより本紛争が惹起された可能性が高い。
- (2) 申立人にとっての本契約の必要性は、客観的に見て理解が困難なもので、知人の意向に沿った契約内容である一方、申立人自身の意向に沿った内容ではなかったものと考えられ、その点も本紛争の一因になっているものと言える。